

公 示

九 州 運 輸 局 長
 令 和 6 年 5 月 1 日

道路運送法施行規則第15条の6の規定により、下記事案を公示する。
 なお、道路運送法施行規則第15条の7に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和6年5月13日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

(公示番号 九運公第24号)

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止又は廃止に係る事業計画変更届出

事案 番号	休止又は 廃止の別	申請者	届出路線		料程	休止又は廃止 の予定日	休止又は廃止 の理由	備考
			起 点	終 点				
大5休6	休止	大分交通株式会社	大分県速見郡日出町川崎1982-3先	大分県杵築市杵築665先	9.70	R6.10.1～R7.9.30	乗務員不足等の影響	
大5休7	休止	大分交通株式会社	大分県速見郡日出町平道1876-12先	大分県速見郡日出町3428-1先	7.30	R6.10.1～R7.9.30	乗務員不足等の影響	
			大分県速見郡日出町3428-1先	大分県速見郡日出町3411-1先	0.10			
大5休8	休止	大分交通株式会社	大分県別府市亀川浜田町1-7先	大分県別府市内竈73先	5.30	R6.10.1～R7.9.30	乗務員不足等の影響	
			大分県別府市内竈16先	大分県別府市内竈16先	0.10			
大5休9	休止	大分交通株式会社	大分県大分市生石3-1-23先	大分県大分市生石3-1-29先	0.10	R6.10.1～R7.9.30	乗務員不足等の影響	
			大分県大分市高崎3-1-1先	大分県大分市高崎3-8-16先	0.20			
			大分県大分市王子山の手町36-6先	大分県大分市高崎3-12-1先	1.40			
			大分県大分市にじが丘2-1-1先	大分県大分市にじが丘2-14-1先	0.15			
大5休10	休止	大分交通株式会社	大分県大分市生石2-3-12先	大分県大分市八幡601-1先	6.00	R6.10.1～R7.9.30	乗務員不足等の影響	
			大分県大分市八幡1742-2先	大分県大分市八幡547-2先	2.90			